

事務連絡
令和3年2月12日

各 〔 都道府県 〕
〔 保健所設置市 〕 衛生主管部（局） 御中
〔 特別区 〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う宿泊療養・自宅療養に関する事務連絡の改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月3日に公布され、同月13日から施行されることとなっているところ、

- ・ 同法により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）が改正され、同法に宿泊療養・自宅療養が位置付けられるとともに
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）が改正され、同令第23条の7において、宿泊療養を行う施設の基準が定められました。

これらに伴い、新型コロナウイルス感染症対策に関する宿泊療養・自宅療養に関する以下の事務連絡について、所要の改正を行いましたので、御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いいたします。

記

- （1） 令和2年8月6日付けでお示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第4版）」について、別添1のとおり改訂し、第5版とする。
- （2） 令和2年8月7日付けでお示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）」について、別添2のとおり改訂し、第5版とする。
- （3） 令和2年8月7日付けでお示した「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その8）」について、別添3のとおり改訂し、「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その9）」とする。